

ながらこの法案ができたことに對しては、むろん従来解決されなかつた階層の非常な大きな救済になり、なおその修正された箇所によりまして、将来国民年金を制定いたしましたとして国民年金に統合いたしますときの一つの基本的な例をここに示したことになりますので、そういう意味において私は賛成をいたすものであります。あるいはまだこの修正された箇所におきまして十分とは言えないのでございまして、附帯決議もあることとございまして、将来実施にあたりましてこの附帯決議などを勘案して実施されるならば、必ずや相当の成績をあげることと存じます。

なおこの保険が強制加入でございまして、歴大に集まつて参ります保険金の管理運営につきましては、あくまで離出いたしました被保険者の金、が不明朗な使途に流れることのないように、できるだけ公正な民主的な運営によりまして、願わくはこれらの零細な被保険者の上に、それらの寄つて来ました利益金が還元いたされまう、十分に運営に意を用いられて、将来はこれが国民年金に発展いたしますように希望いたします、私の賛成討論を終ります。

○小島委員長 萩元たけ子君。

○萩元委員 私は日本社会党を代表して、ただいま上程されております厚生年金保険法案の修正案並びに修正部分を除く原案に對して、非常に不満ながらこれを忍んで賛成の討論をなさんとするものであります。

厚生年金保険制度は、俗に労働者の恩給といわれるものでありまして、わが国社会保障制度の根幹となるべきものであります。

のであるとは議者の一致する見解であります。従つて今回の全面的改正にありましては、まず第一に今日乱雑に制定されておる各種社会保険、共済、年金制度に對し、当然これを統合し、また広く国民のための国民年金制度へ発展するための十分な顧慮がなされなければなりません。本案におきましては何らその方針が見られませんが、一例を申し上げますならば、これまで従業員五人未満の事業所には保険の適用がなされておらないのであります。これを拡大して中小企業の悪い条件のもとにある労働者の生活保障がなされなければならぬと存じます。

第二に、年金の給付額は当然労働者の最低生活を保障すべきものであるべきであります。あまりに少く、とうていその目的を果し得ません。老齢年金にいたしましても、本人一人の場合のほかは生活保護法の生活扶助額にも達せず、家族への加給年金や遺族年金におきましては問題にならない少額なのであります。生活保護法にありまうような住宅扶助、医療扶助等もございませぬ。十五年ないし二十年の長きにわたり苦しい生活の中から賃金の千分の十五といふ少からぬ保険料を支払つた労働者やその家族が、かくも冷遇されてよろしいのでしうか。ことに戦時中から戦後にかけて賃金の千分の百二十三といふような驚くべき高額の保険料を強制積立させられたのに對し、今回の改正によつて基本年金額の計算の特例において、標準報酬三千円未満のものは三千円として計算する程度では、労働者は実質的には非常な損害を受けることとなります。なぜわが党の主張して来たように、少くとも最

終五箇年間の平均標準報酬を給付額計算の基礎にして、インフレの影響より労働者を守らないうか、まことに不合理きわまるものといわねばなりません。

第三に、受給年齢の点であります。今回の審議の過程において明らかにになりましたように、政府は日本人の余命年齢については明らかにしておりますが、労働者の労働年齢については何ら資料なく、ただ日本人の寿命が延びたというだけで受給資格期間や年齢を延ばしている。重労働者や坑内夫、熱処理事業等の従業者を初め一般労働者の退職が大体五十歳である現状から見ても、五年ないし十年間の収入の空白ができることは、私どもの深く心配するところでありまう。

第四に、積立金の運営の問題であります。二十九年度末において千六百六十億と推定されまう積立金については、これを大蔵省資金運用部資金より切り離して民主的運営機関に引渡し、保険関係者の福祉と効率的運用に用ひべしとは議者の一致した見解であります。に、本改正案は何ら従来の方針をかえておりませぬ。申すまでもなく積立金は労働者の零細な血の出るような賃金から支払われているものであります。これが労働者の福祉のために還元融資されるべきは当然であります。さらにかかる安定した長期資金が、年三分五厘ないし五分五厘の低利に運用されておるとは驚くべきことであります。政府は年金給付の低額について、事ごとく、現に共済組合がいたしておるごとく、これを民主的運営にいたしますれば、まだ安全で高い利子を得る

ことは確実であるのでありまして、これをもちつて保険料を高くすることなくして、給付額を多くし、被保険者の福祉を増進することは、十分可能なのであります。しかるに各方面の一致した要望を無視して、依然として独善的な一方的運営の制度を改めないのは不満の限りであります。

第五に、私はこれまで論議されたこととありますが、女子脱退手当金について、改正案は明らかに改善であることとをこの際繰返し表明し、一日も早く改善されるよう、同性の立場から一層強く要望するものであります。

以上のほか、わが党は、第三種被保険者に坑内夫のほか、塵埃類を飛散し、あるいは有毒ガス、有毒放射線を発散し、または高熱、高圧その他の不健康業務、及び重労働者を含めること、標準報酬を船員保険同様、第一級四千円より第十九級三万六千円までとする、また被保険者を将来起り得べきインフレより守るために、社会保険審議会は、物価の変動により保険給付の額を一刻以上増減する必要があるときには、厚生大臣がこの勧告に従ひ、必要な措置を講じなければならぬこと、また年金額を計算するには、定額三万六千円に、被保険者であつた最終五箇年間の平均標準報酬を基準とする報酬比例額を加えた額とすべきこと、また老齢年金を免税にすること、また年金受給資格期間並びに年齢を、坑内夫等については十二年並びに五十歳に、一般については十五年並びに五十五歳にし、また障害手当金の額を、基本年金額の百分の二百、遺族年金額を老齢年金額の五分の三にし、また遺族一時金

の制度を復活するよう改正すべきであると考えます。さらに障害年金の等級を合理化し、また年金給付に對する国庫負担を三分の一とするほか、各党共同の附帯決議をすみやかに実現することを切望するものであります。

以上討論で明らかなどく、この法案並びに修正案に對して、非常に不満であることは、当委員会において論議して来たことでおわかりのことと思ひます。しかしながらわれわれは昨年十一月以後給付されることになつております坑内夫諸君の老齢年金を、たといわずかでもよくするために、涙をのんで賛成するものであります。

なおすみやかに給付額等について、被保険者並びにその遺族等について、人たるの生活にふさわしい生活がなされ得るよう改正されんことを、深く期待する次第であります。

○小島委員長 杉山元治郎君。

○杉山委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております厚生年金保険法案について、各派共同の修正案に賛成し、残りの本案にも、左派の諸君と同じように、涙をのんで賛成をいたすものであります。(笑聲)

今萩元委員の申しましたと大体同様の意見を持つておるのであります。厚生年金は、申すまでもなく労働者の保険でございまして、これは経営者の保険ではございませぬ。ですからほんとうは労働者諸君の期待に沿うようにしなければならぬと存ずるのであります。しかし国家財政の点もございまして、私どももあながち全幅的に労働者諸君の意をいれるということはできないことも承知い

たしておりますが、少くともこの保険の性質にかなうような改正がなされなければならぬ。またたび／＼社会保険審議会なりあるいは社会保険制度審議会なりが政府に勧告いたしてあります点が、盛られておられなければならない、こういうふうに考えておつたのでありますが、遺憾ながらその点は非常に少い。なおかつこういうような改正の場合に、各種の社会保険がまだまちでありますことは、窓口においても困りますし、またこれを扱うところの医者においても困ります。どうしてこれは統一されなければならぬといふことは、一般の常識でありましたが、その点にも何も手をつけておられない。いな時によれば、逆に地方公務員の保険ができて、なお窓口を多くし、統一を乱してある。こういうような傾向すらも見えてくることを私は非常に遺憾にいたしておるのであります。

そこで裁元委員も申しましたが、私もこの保険をいたしますことは、国民年金の一步前進をする、こういう建前からいたしまして、労働者においても少くとも五人以上の事業所の方々だけでなしに、五人未満の事業所の方においてもこれは当然入れなければならぬ、こういう考えを持つておるのであります。当局はこれは調査がめんどうであるとか、あるいは給付の問題がまち／＼である、こういうような事務的なことからいたしまして、これを欠かれておることを非常に遺憾に存するのであります。

なお第三種被保険の人たちも、単なる坑内夫だけでなしに、坑内夫と同等の重労働、あるいはそういう状態にある労働者諸君を、第三種保険の中に入

れるように拡大すべきであります。なお今修正において一万八千円が二万四千円に引上げられた。これは一万八千円ではいわゆる生活保護と大差はない。いな時によれば低い。こういうことでは、年々積立てて来た労働者諸君と、あるいは自分のあやまち、あるいはそれでないまでも、ただ保護を受ける、そういうような人々と同等であるといふことを、私もはどうしても考えるわけには行かない。こういう点があれられまして、二万四千円に修正がされたのでありますけれども、ただ五百円多くなつたといふことでは、これは生活保護よりも少しあるいは上まわつたかもしれないが、これをもつてはほんとうに労働階級の老齢年金になる、またそれによつて生活が保護されるというものにはなつておらないと思つておりました。少くとも私もが要求いたしましたように、三万八千円にされなければならぬと思つておりました。

それとともに、こうした老齢年金を受取る場合におきましては、た所得であるといふことで、また税務署がこれに税金をかけるようなことがあつてはなりませんから、そういう点についても免税の点を十分に考慮しておかなければならぬのでありますけれども、この法律にはそういう点が明らかになつておりません。どうかそういうわずかの所得におきまして税金をかけるというふうなことをないようになつて、これを免除するよう方法を講じてもらふことを、私はぜひこの法案の中に考へてほしいことを申し上げておきたいと思つておりました。

なお積立金の問題につきましては、あとで附帯決議が出ますので、私は詳しく申し述べませんが、ぜひ積立金が民主的に運営されて、しかもこれが労働者の福祉のために用いられる——この附帯決議のうちには老人ホーム等のことが書かれておるようでありましたが、特につけ加えておきたい点は、今労働者は住宅に非常に困つておるのでござい

ますから、労働者住宅のごときに特に用いらるべきであるといふことであります。働かないでよい人間がりつばな家に伸び／＼しておる、働かなければならぬ、生産する人が、実に裏長屋におる、こういうことでは生産が上りません。どうしてみてもほんとうに生産を上げて行こうとするのには、労働者に十分の休養のとれるような住宅が必要であるといふことを私も痛感いたしました。しておりますので、積立金の運用、使用につきましても、よく考えられましようが、附帯決議のほかに、私は労働者住宅の建設のために特に用いていただくといふことの、私どもの希望の一端を申し述べまして、また附帯決議が単なる附帯決議として置かれるのではななくて、一日も早くこのことが成就されるように当局に要請いたしました。はなはだ簡単でございますが、私の討論を終ることにいたします。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。

採決いたします。まず自由党、改進黨、日本社会党両派共同提案になる修正案を可決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本修正案は可決いたされました。

次にただいまの修正部分を除く、残りの原案について採決いたします。本部分を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本部分は原案の通り可決いたされ、本案は修正議決いたされました。

次に青柳一郎委員より附帯決議に関する発言を求められておりますので、これを許可いたします。青柳一郎君。

○青柳委員 各派共同提案になります附帯決議案について御説明申し上げます。

まずこの決議案を朗読いたします。

附帯決議案

今回提案せられた厚生年金保険法案を見るに、将来労働者のための年金制度の中核となるべきものとして、未だ不満とする点が少くないが、政府は次回の改正期までの間に可及的速かに適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大し、又標準報酬については、健康保険法等と同様その最高額を三万六千円まで引き上げる等、これが内容充実を図るとともに、進んで国民年金制度樹立への基礎として、まず現行各種年金制度について総合的見地より根本的改正を行ふことに最善の努力を払うべきである。

なお本法案の運営に関しては、政府は速かに次の諸施策の実現方に邁進すべきことを要する。

一、巨額に上る厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的民主的措置を講じ、特に釀出者の意向を反映し得るよう工夫すること。

二、老人ホーム等の収容施設及び療養施設を増設して年金受給者が年金により老後生活を営み得る方途を講ずること。

三、年金受給権を担保とする金融の途を講ずること。

簡単な説明を加えます。ただいま各党の討論の中にもありましたように、この厚生年金保険は、現在におきましてもすでに七百五十万人に及ぶ被保険者を擁し、現在すでに八百億に上る積立金、さらに来年の三月末になりますと、一千百億に上る積立金を擁するものであります。政府御当局の御意見にもありましたように、この厚生年金保険こそは、各種年金保険の中核をなすものであるといふことははつきりとしたしておるのであります。しからばこの厚生年金保険を中核として、さらに将来の国民年金への発達を期待することこそ、われ／＼の任務であると存するのでございませう。従いましてこの前段におきましては、そのうちの具体的なものを二つあげてあります。一つは現在適用を受けておられない五人未満の事業所に雇われている人につきまして、この適用範囲の拡大を、おそくとも五年後の改正期までには実現する、この間においてできるだけすみやかなる機会に実現するといふ点、さらに標準報酬月額を、現行の八千円を今回一万八千円に上げられましたが、さらに他の健康保

除法などと同じように、三万六千円まで上げる、この二つの具体的な方法をここに示しました。こういう方法によりまして、さらに本年金制度の充実発展をはかる。そして国民年金に一日も早く到達するように希望するのが前段の趣旨でございます。

さらに後段におきましては、これに伴いまして第一点といたしまして、多額に上る積立金の運用——現在ではこれが五分三厘の運用にしかなくつておらぬのでありますが、この運用をもつと効率的にいたしまして、それによりまして年金額の増加、あるいは保険料の低減というようなものをはかるべきであると同時に、この年金保険法は強制貯蓄によるものであります。そういう趣旨を十分と参酌せられて、今までの、また将来における事業主労働者の国家への貢献という点もよく認識せられて、これら労使双方の意向がこの積立金の運用に現われるような措置をお願いしたいというものが第一点であります。

第二の点は、老人ホームあるいは療養施設をつくられて、年金受給者がただでそこで生活し、さらに療養を受ける措置を講ずるようなくふうを、できるだけ早くしていただきたいというのであります。

第三点といたしましては、すでに年金を受給する資格を生じました方につきまして、その受給権を担保として金融の措置を講ぜられたいという趣旨でございます。

以上本附帯決議案につきまして御説明をいたした次第でございます。

○小島委員長 いただいた御発言は本案に附帯決議を付すべしとの動議であ

ります。お諮りいたします。青柳一郎君の動議の通り本案に附帯決議を付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて附帯決議を付することに決しました。

なお本案に関する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 この際柳田委員より厚生行政に關して発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○柳田委員 最近京都におきまして、国会議員が遺族大会に出席をいたしましたところ、退席を命ぜられたという非常なる不祥事件が発生いたしました。つきましては、われ／＼遺家族援護の問題に對して、従来より超党派的に、真に戦争による犠牲者に対して、われ／＼としてできるだけのことをして来た厚生委員会として、かくのごとき事態の発生をまことに遺憾といたしますので、大臣から所感を伺い、あわせて各党の各位からも御意見が伺えるならば幸いと思ひます。

まず大臣に御質問したいと思ひのであります。初めに事件の概要を四月十五日の毎日新聞が報道しておりましたので、簡潔にそれを申さしていただきます。十四日草葉厚相を迎えて京都円山公園音楽堂で開かれた京都府下遺族大会で主催者側が参議院厚生委員

藤原道子、安部キミ子両議員の退席

を要求するという事件が発生、両議員は押問答の末退席したが、帰京のうへ近く参院厚生委員会と問題としてとりあげたためいきさつを報告することになつた。同遺族大会は十四日朝行われ京都護国神社社祀祭に引続き午後零時半から京都府遺族会、京都市遺族連合会の共催で遺族約五千名を集めて開かれ遺児の育英費全額国庫負担、遺族扶助料支給の促進など大項目を決議したが、会の中ごろ参議院厚生委員の資格で会場に現われた藤原、安部両議員に對し司会者の稲荷多良助氏（京都府遺族会常任理事）が「京都府下だけの内輪の大会だから退席していただきたい」と要求、両議員が「遺族の声を聞くことは厚生委員の重要な仕事だ」とこれに応じなかつたところ、さらに京都府遺族会長の中川源一郎代議士も来て「遺族だけの会合だから会場から出てほしい」と再三要求したため両議員も遂に退席した。こういういきさつでございます。

この問題に對していづれあとかから私も意見を述べたいと存じます。が、当時御出席になつておりました厚生大臣として、また所管事項でありますので、まず御所見を承りたいと思ひます。

○草葉國務大臣 ただいまの柳田さんの御質問の十四日の遺族大会には、私も出席いたしましたのであります。私が出席いたしましたのは午後一時半ごろであつた。ただいまお話のありましたその席に藤原さん、安部さんが見えておりました。ことに安部さんから、私どもも出席したのであいきさつをしたと申し出たが、主催者はききようは日程が組まれておるので遠慮してほしいという

ことだが、大臣からも一言、あいさ

つができるように言つてもらいたいというお話がありました。よく主催者にお話になるといいやないでしょうかというので、そのことを私からも主催者に申したのでございます。私が参りましたときは退場という話は全然ございません。そこで私に對する主催者側の話では、ききようは京都府内の各党の方々にも別に案内を出しているわけでもないし、従つてこういうプログラムで進んでおりますから、プログラムの通りにいたしたいというので、それを藤原さんも安部さんもよく御了承になつたと存じますが、私があいさつしました前後であつたと思ひますが、その会場を出られた。むしろそういう状態をお知りになつて、せつかく出席され

てもそういう事情ならあいさつをせず

に帰つた方がいだらうというのでお

帰りましたと思ひます。この問題に對しては、あつたとしてはいへんごりつばではなかつたか、私自身としてはこうい

う感じを受けました。あとで私あいさつしまして、いろいろ援護法その他最近国会を通過しました一部改正、また当委員会等で特に質問がありました親の結婚等の点について話をしました。が、私の話の前に主催者から、せつかく国会議員の方が御出席になつていてくれども、ききようはこういうプログラムで進んでおりますから、ごあいさつ等も願ひたいが、願ひないのははなはだ遺憾です。御出席に對しては、厚くお礼を申し上げますというあいさつをしておられた。そこでそのようなことが両方とも都合よく済み、また来会しておる人々もむしろごあいさつ以上に

そういう気分を受けられたと私は存じ

て、私はあいさつをいたしましたので退席いたしたような次第でございます。

○柳田委員 私は、国会議員が退席を要求される——いやしくも国民の代表であり、しかもその府県におけるところの遺族大会において、当然国会においてわれ／＼が審議するような要求事項、決議事項が掲げられておるようなこういう大会で、国会議員が退席を要求されるそのこと自体に大きな問題があると思ひます。しかしききよう私の間

○草葉國務大臣 現在の遺族会になり
ます前の遺族厚生連盟等におきまして
は、そういう風評がないでもなかつた
かと存じますが、その後改組いたしま
して現在の遺族会になりましたから
は、この委員会あるいは参議院の厚生
委員会等での審議の状態そのものが反
映いたしまして、挙党一致で、別に政
党的な色彩というものはなくなつてお
ると思っております。

○柳田委員 ところが現に京都府にお
きましては、ただいまの厚生大臣のお
言葉をつたふ否定するような事件が
起つておるわけでありまして、この山
大会におきまして、きようは京都府下
の内輪の大会であつて、主として国会
等に働きかけをし、決議をする、府下
の衆参両議員には御案内をしておら
ないのだから出て行つてほしい、こうい
うわけでありましたが、時たま／＼京
都府知事選挙の最中で、立候補されて
おりました候補者が——日本赤十字
社支部長の肩書きの方であります、
日本赤十字社支部長という現職を辞職
もせずして、日赤の支部長の資格のま
まで立候補されたことすら私は疑問を
持つておりますし、問題もあると思ひ
ますが、その方には出席を認めておる
わけでありまして、しかもその方には政
党が応援しておるわけでありまして、
その後その方に対するところの支援決
議をしておるわけでありまして、こうい
うことは明らかに、今大臣がおつしや
つたような超党派という点とは
全然矛盾しておるという一つの事例で
あるわけでありまして、これが明らかに
そういう意図のもとになされておると
いうことは、もうだれしも解釈でき
る。これは御答弁はいりません。いか

に大臣が否定されても、これは厳然た
る事実であります。そこで御尋ねいた
しますが、そういうような大会におい
て、国会議員としてことに厚生委員と
して出席した者に対して退席を要求す
るというようなことは妥当な行為であ
るかどうか、これは京都の大会でなし
に一般論として、厚生大臣は率直にど
うお考えになりますか。

○草葉國務大臣 一般論をいたしまし
て、もちろん必ずしも厚生委員でなく
とも国会議員として当然御出席になつ
て、退席を求められるというふうな事
件ではないと思ひます。京都の場合は
退席というところで載つておりました
が、私のおりますときにおきまして
は、ごあいさつの問題であつたのであ
ります。私もごあいさつをいたしまし
たが、そういう意味においての話し合
ひであつたと存じます。しかし一般的に
はもちろんそこで遺族の声を聞くとい
うこともこれは適当であらうと思ひま
す。

○柳田委員 私は党利党略のために言
つておるのではありませんので、これ
は虚心坦懐にお聞きを願ひたいので
すが、そこで非常に問題になりますの
は、当日主催者側から中川代議士談で
「遺族会は政治結社の届出をせられ
て、特定の政党の人に退席してもらつて
問題はないはずだ」ということを言つ
ておるわけでありまして、自治庁で調べ
てもらいますと、政治資金規正法に対
するところの団体としての届出をして
あるやうであります、こういふ遺族
会が政治結社としての届出をしてある
ことに對して大臣はいかがお考えにな
りますか。

○草葉國務大臣 政治結社の届出は実
は国会等に対してする政治的運動と
申しますか、する場合においてどうし
ても政治結社として届け出ておかない
といかないということが、当時占領下
でもございまして、そのときにもそ
ういふ事例があつたわけでありませ
ぬ。従ひまして私どもも当時遺族会に関係
しておりましたが、遺族会が政治結社の
届出というものはおかしいじやない
か、しかし陳情一つもいかにい
う、そういう当時の話でございま
した。これは私自身がやつておつたとき
のことでもございまして、あるいは
どうか、私が当時受けた内容でござ
います。そこでそういう意味で府県では
政治結社の届出をほとんどいたしてお
る、しかし私どもがいたしておりました
ところではいたしませんでした。そ
れでもしかし大多数のところはいた
し、その後その組織がかわりました現
在ではおそろく政治結社の届出をそう
いう意味でしておる、そういう意味で
国会に對してしましても遺族関係の立法措
置に對する政治運動等を行つておる、
こういうふうにお考えをいたします。

○柳田委員 なるほど大臣のおつしや
るやうに、たとえば国会等に政治的な
陳情をしなければならぬ、そういう
意味において政治結社の届出をせられ
たというならば、百歩譲つて了とす
るところもありません。しかし中川代議
士談のやうに「特定の政党の人に退席
してもらつても問題はないはずだ」と
いう言明に對しては大臣はどうい
ふふうにお考えになるか、將來のために
大臣に率直に良識を持つてお答えを願
ひたい。

○草葉國務大臣 これは私が今まで申
し上げた御答弁で私の意中は御了承
いただけたと存じます。

○柳田委員 大臣も男でありますか
ら、一応はよくわかります。わかりま
すが、しかしこれは事はそういうこと
だけでなしに、明白にあなからな
はだ遺憾であつたというぐうらいなこと
は当然所管大臣として言つていただか
なければならぬ。このぐうらいのことは
大臣として御発言願ひませんか、いか
がでございますか。

○草葉國務大臣 京都で私のおりまし
たときに受けましたのは、退席という
問題ではなしに、あいさつという問題
であつたと思ひます。一般論の場合に
は、これは今後そういう退席というこ
とが起ることは私は常識的にはない
と思ひます。ただあいさつとか、特定の
場合には、あるいはプログラムとか
いう／＼な関係で起り得ることはある
のではないかと。

○柳田委員 そこで問題になりますの
は、昨年第十六国会でしたか、財団法人
日本遺族会に對する国有財産の無償
貸付に關する法律案というのが出て参
りました。これは御承知のように遺族
会に財団法人の軍人会館が所有してお
つたところの国有財産の建物を無償で
貸し付けようという法律であります。
この法律を審議するときに、われ／＼
厚生委員会をいたしましたにも、いろい
ろ問題になつておりましたやうな、遺族
会が一部のボスにあやつられたり、一
部の特定政党のために利用されたため
に一部の特定期限の自己の利益のため
に利用されておるとか、あるいは遺族
会を食いものにして生活しておるとい
うやうな風評もありますので、われ／＼

厚生委員会は遺族会にこの旧軍人会館
を利用せしめることにおいては賛成で
ありますけれども、その間において非
常に懸念いたしたのであります。従ひ
まして厚生委員会では慎重に審議いた
しました結果、小島委員長の名前にお
きまして附帯決議をつけております。
その附帯決議の後段にございましては、
遺族会は明朗にして民主的なるを期
し、政府は適切な監督措置を講ずる
ことということを要望しております。

○草葉國務大臣 昨年の元軍人会館の
松下げについての当委員会の附帯決議
等につきましてもよく承知しておりま
す。従ひましてはいわゆる遺族会として
一方の政党を政治的に、というあり方
は、私たちはとらざるやうなところであ
りまして、遺族会自体の円滑なる発達を
いねがひ、また指導して参りたいと存
じます。

○柳田委員 昨年の元軍人会館の
松下げについての当委員会の附帯決議
等につきましてもよく承知しておりま
す。従ひましてはいわゆる遺族会として
一方の政党を政治的に、というあり方
は、私たちはとらざるやうなところであ
りまして、遺族会自体の円滑なる発達を
いねがひ、また指導して参りたいと存
じます。

○柳田委員 先ほど大臣からこの退席を要求したというより、なことは大臣として言外に行き過ぎである、遺憾であるという意味の御答弁があつたのであります。しかし京都の問題に顧みまして、このような措置をとつた京都の遺族会に対して、何らか適切な措置を大臣としてはおとりになる御意思があらうか。これはこの軍人会館等とからみ合せまして、当然遺族会に対してはそういう経理内容の監督だけでなく、やはり会の民主的な明朗な運営ということに対する附帯決議を尊重される建前からも、その構成団体である京都の遺族会に対して、何らか適切な措置をお講じになられる意思があれば、これをひとつ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○草葉國務大臣 京都の大会につきましては、私自身が出席いたしましたので、従つて私自身が出席しております範圍におきましては、今申し上げたように両方とも至つて紳士的な態度をもつてのごあいさつの問題の話し合いであつたと承知をいたしております。従つてこれを一般にも吹聴し、また一般の人たちもあいさつをされる以上に、これらの方々の出席に対しては感動をしておつたと思ひますので、従いましてその印象を持つて帰りましたから、あとで新聞を見て実は私もびっくりしたような次第であります。それでこの新聞の記事がほんとうであるかどうか、あるいは取消すなり、また京都の遺族会にどうこうということは今では考えておらない次第であります。

○柳田委員 はなはだもつてのほかのお答えを聞いたのでありますが、現に当事者である藤原道子君から聞いたと

ころでは、再三再四入りかわり立ちかわり五人の方が来て、最後には二人の婦人議員を追ひ出すがごとくに退席を要求したということが事実であつて、何も好んで退席したわけではありませぬ。いやしくも国会においてわれわれの厚生委員会が主として審議する幾多の決議案に対して、この遺族の血の出るような叫び声をまたたいて十分くみとることがわれわれ国会議員の任務であると思つてこそ、両議員は行つておられる。それに対して退席を要求した。こういう事例に対して大臣の言われるように、本人は納得して退席したのでもなければ、紳士的に退席したのでも何でもない。一方的にかわるがわる五人が来て執拗に退席を要求したので、遂に憤然としてよろしい、それなら国会においても問題にするといつて退席しておりますので、従つてこういう問題に対しては、これを一つの例として全国の遺族会に対して、大臣としては適切な措置を講ずるのが当然ではないかと思ひますが、重ねてお尋ねいたします。

○草葉國務大臣 実は藤原さんと安部さんがその席を立たれたときには私はおりましたから、従つてその他の方が御出席になつておつたかどうかは存じません。お二人のお席になつたときにも、さきにお話になりましたように、あいさつをしたからあなたからも、ひとつあいさつができるように話してくれないかというお話で、これを助言いたしましたのであります。そういう関係で、私は事実その席におりましたが、憤然として立ち上つて帰るというようになことじやなかつたと私は考えてお

る。それで藤原さんが安部さんに、もうこの程度で帰らうかというのでお帰りになつたと私は承知いたしておるのであります。

○柳田委員 大臣の御答弁よりも本人が言つてゐることが確かであります。従ひましてこの問題は、国会議員に対して退席を要求したということ、そのことが問題である。遺族会が特定の政党に利用され、特定の政党内の自己の利益に利用されるということが問題である。ボス化されておるといふことが問題である。あるいはこの軍人会館の無償貸付等に対して、遺族会の明朗な民主的な運営ということとをわれわれ院議をもつて附帯決議しておることでもあるし、そういう点で大臣の御答弁は、今の藤原議員に私が聞いた話によりましては食い違ひがございします。

しかもこの問題は、將來われわれ厚生委員会として遺族の援護の問題に対して真面目に考へて行かなければならぬ大きな問題を含んでおる。さらにまた軍人会館等を無償貸付で利用せしめんとする遺族会でありますから、われわれはこれをこのまま不問に付するわけには行かぬと思ひます。従ひまして今後遺族会がこのような誤つた姿でなしに、ほんとうに正しい姿に持つて行かんがためには、われわれはやはり事態を突明しなければいかぬ、そういう意味において私は委員長におとりはからいをお願いいたしたのであります。が、近き機会にこれに關するところの当事者を参考人として呼んでいただいて、この問題をも少し突明していただいて、われわれとして党利党略の問題でなしに、真剣に遺族のために、ほんとうに民主的な遺族会になつていただ

くように、またその遺族会と手をつないで、われわれ厚生委員会としてはあたたかい援護の手を差延べられるように、各党各派が遺族会に心から協力して、遺族のためにほんとうの万般の施設をやつて行けるようなためにも、私は委員長においてどうか格段の御配慮を願つて、参考人を呼んでいただくような機会を持つていただきたいといふことを要求しておきます。

○小島委員長 柳田君にお答えいたします。参考人招致の件に關しましては、いづれ理事会を開いて相談いたします。しかし発言の内容は相当重要でございしますので、委員長自身から厚生大臣に對しましては慎重に考慮せられんことを要望いたしておきます。

次に山口シヅエ君。

○山口(シ)委員 私もただいまの柳田先生の御意見について同感するものであります。私も実は十四日に起きましたこの退席事件の記事を見てまことに遺憾に感じた一人であります。そこでたいへん御下された御質問でまことに恐縮でございしますが、大臣はこのような各府県どの程度御出席なさつていらつしやいますか、また御記憶がございましたら何箇所くらい御出席なさつておられますか。

○草葉國務大臣 私は実は遺族の大会等には時間が許します限り努めて出ておりますが、最近のは今の京都なりその他近府県あるいは愛知県等でございます。

○山口(シ)委員 それでは三箇所程度と承知いたします。それで主催者側ではたいへん内輪の大会であつたと申し出ておりますが、大臣はどういうお感じでありましたでしょうか。

○草葉國務大臣 何でもその日朝合祀祭が京都の靈山の護国神社であつて、それに遺族が参拝し、それから大会といふことになつた、もちろん京都の遺族の方々の会合だと思ひます。

○山口(シ)委員 たび／＼恐れ入りますが、大臣はやはり大臣の御資格で御出席なさいましたか。

○草葉國務大臣 大会には大臣の資格で出席いたしました。

○山口(シ)委員 大臣の資格で御出席なさいますと、大臣の立場でございさつをなさつていらつしやるわけだと私は存じます。そこで私は特にこの退席を命ぜられた方が婦人議員でありましたために、一層強くこの問題に關心を持ちました。おそろしくこの婦人議員お二人も国会議員としての資格でこちらにございさつに上つたものだと存じます。私どももたび／＼このような会に出席をさせていたたいしておりますが、おそろしく招かれざる客であつたといひました。国会議員の資格として出席いたしました場合は、たとい時間がございせんといひましたとしても、何らかの方法で一分あるいは二分のあいさつは必ずさせてくださつてゐるものでございします。この場合も同党の方がお二人出ていられるのでありますから、たとい片方の方だけでも一分、二分の簡単なあいさつであつてもこの場合合させるのが私は常識ではなかつたかと考えます。それにもかかわらず退席を命じたということに、私はこの当日の会に非常に疑問を持つ上に、また選挙運動で各党派が非常に熱心に候補者のために協力をしていたといふ当時の事情を考えてみましても、私どもも特に野党であるからがむのではこ

でございますが、ただいまの大臣の御答弁に對してもはなだ納得の行かないものを感じたものでございます。大臣もよくお考えくださいます、その点をもう一度あらためて御答弁を願いたいと考えます。

○草葉國務大臣 退場をするというよりなことは普通通じよつと考へられぬこととあります。ただあいつとなりますと、私も再三遺族会の他府県の大会に出ましたが、あいつをしなだんとは敬度でございます。これはいろいろプログラムの順序なり時間の関係等からありますが、しかし私がおりましておおいでになつておるけれども、プログラムの関係でございさつをなされぬことはなほ遺憾であつたと断つておつたくらいであります。それだけ私は聞きましてから、従つてその前にあるいは何かいきさつがあつたら別でございますが、そういう意味であつたらうと思ひます。

先ほど柳田さんのお話にもありましたが、遺族会というものは私は一政党政派の政治運動のために結成されたものではないと考へます。これは当然今回の戦争における戦死者の問題についてとも／＼同じような人たちが協力して、力も十分いただいてその目的を達するようにむしろ相互的な修養あるいは向上のための一つの会合である、こう考へておられますので、今後ともそういう方針で間違ひのないように指導をいたして参りたいと考へます。

○山下(春)委員 今回のこの問題はなほ遺憾な問題だと思つております。退場を命じたという事は非常に没常識な行動でございまして、いけな

いこととあります。遺族会あるいは留守家族などの心情はわらをもつかみたくないやうな気持ちを持つております。政治家といふものはけしからぬ者で、自分たちの野望を達成するため、それらの純真な弱い人々をいつも利用するなどというやうな考へ方が政治家の中にあることが遺憾なことであつて、そういうことを是正するために引揚委員会において各県の遺族会の団体とかあるいは留守家族の団体とかいふものの会長に、国会議員がならない方が好ましいというこのために、最近国民運動本部の解組をいたしまして、各党から国会議員にこれの運営に御参加を願つて、各県においてこれらの団体の長に国会議員がおなりにならないことが望ましいという運動を今起しつゝあるものであります。

京都で起りました問題は、ちよいど私も十四日は京都に応援に行つておつたのでございまして、実は私も招かれたのでございまして、しかしながらたまたまを存じません。しかしながらたまたま今回は、名前をはつきりあげて言へば、自由党の中川源一郎議員が会長であられたために、非常に自由党の党利党略にこの遺族団体が使われたといふことになりましたが、これは社会党の先生方にはなほ恐縮でありますけれども、必ずしもそうばかりでなくて、留守家族の人々からいいますと、シベリアの引揚げなどというものは、あるいは大山郁夫先生のおかけ、あるいは高良とみ先生のおかけ、こいつたやうな宣伝が全国に流布されております。従つて私はかような純真なわらをもつかみたくないやうな、しがみつきたい

やうな、いちぢの弱き方々を利用しようとする国会議員の根性が大体けしからぬと言つてありまして、そういうことに對しまして厚生省が関与するおけには参りますまいけれども、厚生大臣におかれましては少くともこいつたことが公正に行われるために——私も今は、国總を解組しまして、国会議員は全員がこの国總の委員になりまして、地方においての団体の長にならぬことが好ましいという運動を起しております。私も野党の一人でありまして、野党だからひびくというわけではございませんが、これはどうしてもそういう会が催されまうと——私もはいさつをしたがらない方でありまして、しつとやられる方がむしろ迷惑なくらいでありますけれども、じつと見ておきますと、とかく身党の方がそういうところ立つという事例が多いのであります。しかし考へてみればあわれな根性で、そういうところへ行つて一番困つてゐる人々に向つてかつてな熱を吹いて、そして支持を得ようなどというものは實際情ないと思ひます。そういうこととなく、遺族問題あるいは留守家族問題といふものはだん／＼と生活が今年度あたりから相当きびしくなつてゐます。従つていろいろ訴へたい問題も起つて来ようと思ひますので、これら運営の点にわれ／＼が明朗に、ほんとうに他意なく御協力するといふ態勢をつくるくらいなことは考へなければならぬことと、これは議員自身も考へなければならぬと思ひます。直接その衝におかれま

今度の解組いたさうということ、地方の

それらの団体の長に国会議員がならぬことが好ましいという線にひとつぜひ沿つていただきたい。今回のやうな不祥事が起つて参りました——おそろく退席を要求されたといふことは私はほんとうであらうと思ひます。どういふ状態であつたか現場におきませんからわかりませんが、ほんとうであらうと思はれるやうな感じがいたしました。そういうことはなほだおもしろくないこととありますが、ただあいつをするとかしないとかいふことは、やはりそういう会合を持ちます責任者は、プログラムの一ぱいでございまして、一分も余裕がないといふ場合があり得るのでありますから、これは要求すべきでもないし、断ればよろしいのであります。しかしながら国会議員を退席せしめるというやうなことは、これはいくら考へましても没常識であつて許せないこととあります。過ぎ去つたことはいたし方ありませんが、そこで私は今柳田委員からの御要求のことに参考人を招致してその事情を聴取するといふことは、私はお願いをする資格はないのでありますけれども、もはや済んだことで、厚生大臣としては将来さうな事件の起らないやうに御配慮を願つて、委員会に来てお互いが水かけ論をやりましたもこれ以上の議論は出ないと思ひますので、何とぞひとつ柳田委員におかれましては、委員長にお申出の件は厚生委員会の一員といたしまして何とかごらん願つて、この退出を命じたことは悪いことだと私は存じますがゆえに、ひとつその点を折れ合つていただいて、今後こいつととのないやうに厚生大臣から御説明を

ちようだいすれば、中に立つて努力をいたしたいと思ひます。

○草葉國務大臣 現在は現在の各府県の遺族会を見ますと、お話をうに国会議員の会長の方が、全体としてちよつと数はつきりいたしません、衆参議員を入れますと十名内外外ありだと思ひます。これは各県の模様によつても違ひましようが、私の承知しております範囲の点から考へますと、町村で遺族会長を選び、その遺族会長が郡で選び、その郡がまた県で選ぶといふやうな下から上つとやつて来ておるやうな会であります。こちらからこいつを処分してはいけないといふことはちよつと言ひにくいけれども、民主的な団体だと存じております。しかし一面から申しますと、弊害さなかつたらたいへんいいやうな場合もたくさんあると思ひます。従ひまして今後の遺族会の会合等におきましては、ただいま御疑念のやうな点は私どもも十分これら全國の遺族会に伝えまして、誤りのないことを期して参りたいと思ひます。

○中川(源)委員 京都の遺族大会のことについての御発言で、私最初から承つておりましたので何でございませうけれども、一言誤解のないやうに申し上げておく必要があると思ひます。実は先般の四月十四日、五日は毎年慰霊大祭を行つたことになつております。私は京都府の遺族会長でございまして、私の責任において大会を開いた。大会の前に慰霊祭を行つた。慰霊祭も大会も私の方からお招きをしておるわけですが、お招きをしてない方にも對しまして、慰霊祭にわざわざ御参拝くださいました方にお参りをいただいております。それから先日参議

院の方がお見えになつて慰霊祭に御参列になりました。それにつきましてはお招きはしてありませんけれども、パツジをおつけになつた参議院の方でございまして、わざわざ御参列くださいましたことにつきましては感謝の意を表し、そして玉串を奉典していただきます。その後には遺族大会というのはその現場では行つておりません。それは岡山音楽堂の方まで参りました、今度は内輪の会ですから、遺族のみの会で、遺族以外の方には出席は断りしております。それで大臣だけは、四名の大臣は特にこちらから御招待を申し上げ、大臣以外の御意見を聞かないということに役員会で決定しております。(発言する者多し)よく聞いてから御発言なさい。それからそれは特定の人だけです。その場所はだれでも入れる場所ではございません。これは料金を払つて、棚を設けて、その中にだれでも自由に入れるところじやありません。招待申し上げておる遺族だけの特定の人が入れるのです。どなたの紹介で、どなたの御案内でお入りになつておるか知りませんが、国会議員だからどこへでも行けるということはないと私は思います。京都府選出の国会議員は十数名ありますが、それらの方々にも御招待申し上げておりません。そしてその際に大野木秀次郎氏もおられた。この方は奉議会長です。特にお招きしてもよろしいのですが、当日は衆議院も参議院もそういう方はお招きしておらぬ。特に四名の大臣、ことに厚生大臣をお招きし、そして恩給に關係のある加藤国務大臣、こういう方々をお招きして、大臣だけの意見を聞こう、それから東京から長島銀蔵という日本遺

族厚生連盟の会長を前に七年間やられたのですが、この人をお招きするといふことは、前から役員会で決定しておつた。それだけの人に発言を求めて、他の人は一切お招きしたこともございませぬし、また先ほど申しましたように、京都府だけでございませぬ。近府県に有力な代議士の方もおいでになりますけれども、それはお招きしておらぬのです。左派の方だけを何のためにそこにお入りをお願いのかという議論が非常にやかましかつたのです。それがかつてにお入りになつたのか、どういうわけでお入りになつたのかわからぬ。そこは特定の場所ですから、特定の人間だけしか入れない。遺族同士の慰め合いの会ですから、その慰めるのは、だれよりも大臣の意見を聞き、恩給または弔慰金、こういうものに関する意見を聞くためです。(発言する者あり)

○小島委員長 お静かに願います。

○中川(源)委員 選挙に利用するといふようなことは困るのです。そのあとで、日本社会党というポスターを持つて、盛んに遺族を迷わすようなものを発表された。ことに六百三十八億の予算を組んだことは成功であつたといふことを書いておられる。これは社会党は反対であつた。本会議においても、社会党はその恩給を出すことに反対であつた。

○小島委員長 中川君、議論にわたらぬように願います。

○中川(源)委員 成功であつたといふような文章のものを遺族に配付して、遺族を迷わすことがとき行動をとられたといふことについては、遺族は憤慨して、私が会長でありますから、会長

のもとに、それらの憤慨した遺族が一々陳情、意見を述べに来ておつた。そういうわけですから、誤解のないようにしていただきたい。特定の人だけしか入れないのです。出てもらうといふのは、遺族全体に諮つて来てもらつたのです。それでせつかくおいでになりましたから……。(発言する者あり)

○小島委員長 お静かに願います。

○中川(源)委員 その際に遺族が特に世話になつた民生部長であつた田村義雄氏が立候補して、これを推薦するといふことに決議をもつてきめたのです。そういうことでありますから、その決議を発表しただけのことです。本人は、どうもありがたうございましたといふことで、何も意見は発表させません。そこは演説会場でも何でもありません。そういうものを利用するといふ考え方はいけない。その詳しいことを申し上げますと、時間を要しますから申し上げませんが、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

○小島委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

〔参照〕
厚生年金保険法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕